



平成22年度

まちづくり勉強会 (第5回)

■■■ 内 容 ■■■

1. 跡地利用行動計画の概要について
2. 今後の取り組みについて

平成23年2月23日

北 谷 町

1 跡地利用行動計画の概要について

(1) 行動計画の位置づけ

キャンプ桑江南側地区（以下、本地区）の跡地利用を実現するためには、昨年度に作成した「まちづくり基本計画」をもとに、準備を進めていく必要があります。

この行動計画は、跡地利用の実現に向けて具体的に必要となる取り組みについて、その内容、手順、役割分担等を示した行動指針となるものです。

(2) 行動計画の策定条件

本地区の返還については、時期が明確になっていないため、行動計画において、取り組みの年月を明確にして作成することができません。

そのため、行動計画の対象期間は、本地区の跡地利用の実現までとし、跡地利用を進めるのにあたって節目となる事項（下記6項目）によって時間的な位置を示すものとします。

また、この行動計画は、米軍施設の返還を取り巻く状況や、社会経済環境など、今後の状況の変化を踏まえて適宜改訂を加えていくものとします。

- ①返還
- ②引渡し
- ③事業認可（土地区画整理事業）
- ④仮換地指定（工事着手）
- ⑤使用収益開始
- ⑥換地処分（工事完了）

(3) 跡地利用に向けた取り組み

跡地利用に向けた取り組みは、米軍からの返還に始まり、原状回復、基盤整備（整備内容の計画、その合意形成、整備事業の実施）、土地活用（計画、企業誘致、実行）など、多岐にわたります。

それらを整理すると、大きく3つの分野に分けて考えることができます。

①返還に関する取り組み

- ・返還要請や返還手順の確認、原状回復や補償の内容についての関係機関協議など

②跡地利用の事業推進に関する取り組み

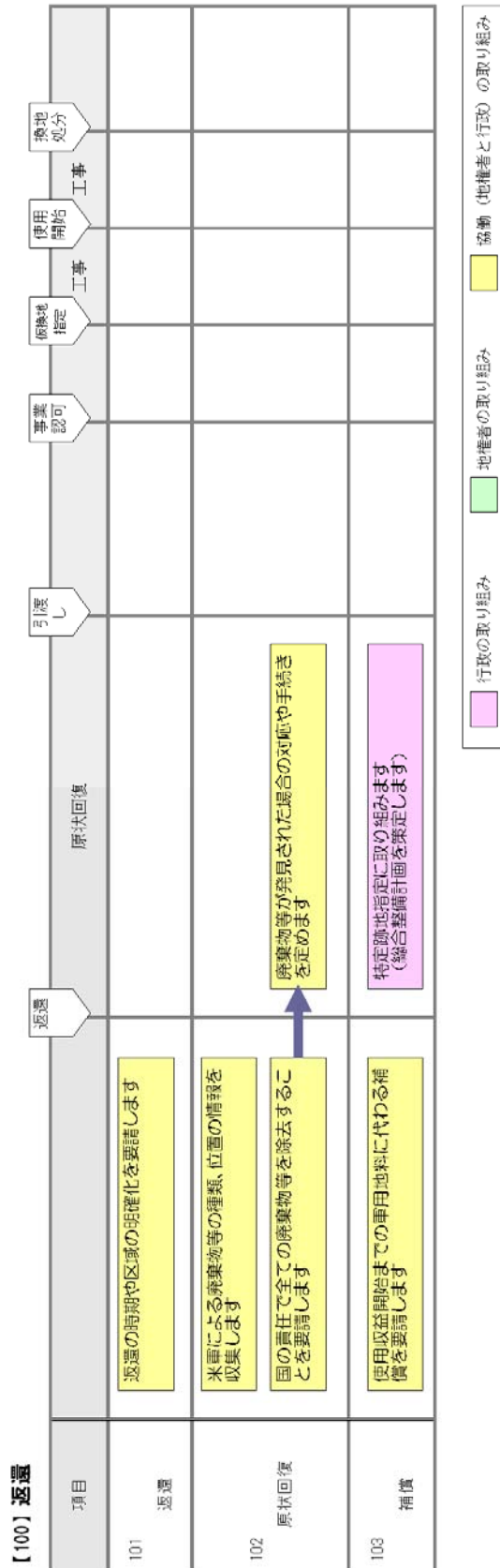
- ・文化財や環境影響評価（環境アセス）など、事業実施に当たり必須となる調査の実施
- ・跡地利用を実現するための基盤整備の実施手法の検討、関連機関との調整、事業の施行
- ・まちづくり基本計画で定めた土地利用の実現に向けた検討及び施策の実施

③合意形成に関する取り組み

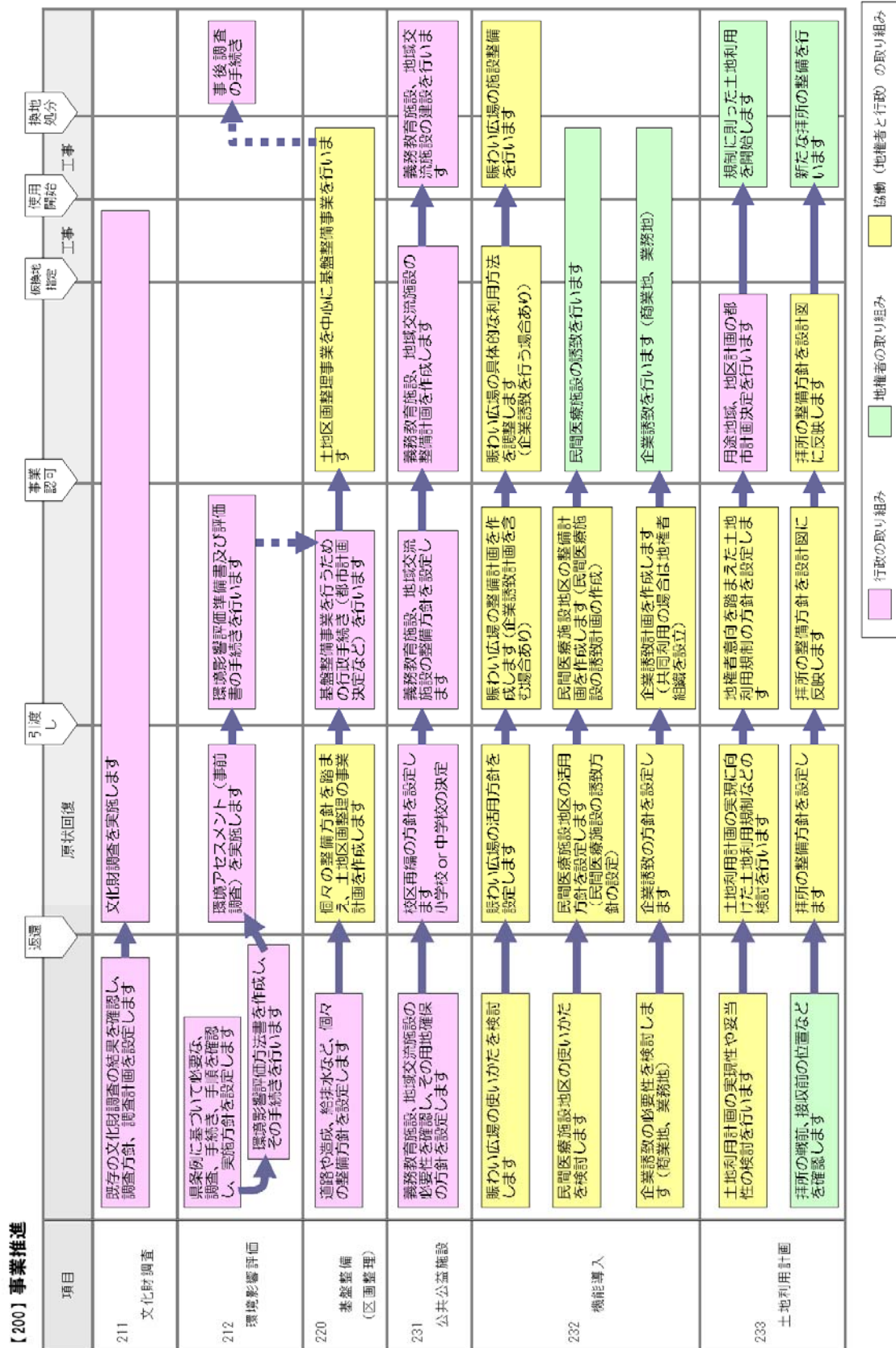
- ・地権者及び町民の意向反映や合意形成のための活動（①②と連携して実施する）

(4) 跡地利用行動計画 (案)

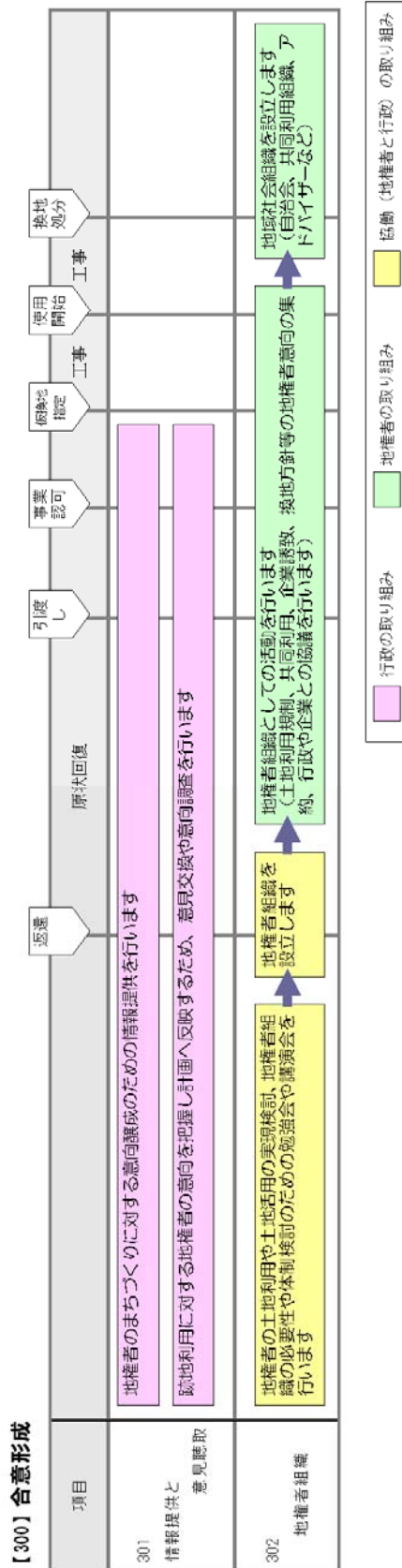
① 返還に関する取り組み【フロー図 (案)】



②跡地利用の事業推進に関する取り組み【フロー図（案）】



③合意形成に関する取り組み【フロー図（案）】



2 今後の取り組みについて

(1) これからの取り組み

今後、跡地利用の実現に向けては、行動計画に示した返還までに行うべき取り組み事項に順次着手していきます。

ただし、今回とりまとめた行動計画は、跡地利用に向けて必要となる取り組みの概略です。これからの取り組みによって跡地利用計画が具体的になり、それに向けた更なる取り組み（行動計画）が必要になります。

また、今後の状況の変化も踏まえて、柔軟に取り組んでいくことも必要です。

(2) 来年度の取り組み

来年度の勉強会では、まちづくり基本計画に位置づけた土地利用の実現化検討を予定しています。